

令和 3 年度版
(令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)

環境白書

令和 5 年 3 月
岩手県金ヶ崎町

田園環境保全の町宣言

制定 平成 11 年 3 月 5 日告示第 12 号

改正 平成 20 年 3 月 7 日告示第 10 号

金ケ崎町は、環境が限られた資源である事を深く認識し、町、事業者、町民が相互に協力し合い、環境への負担が少ない持続的な発展が可能な社会を築き、人と自然が健全に共生できるまちづくり実現のため、田園環境基本条例の制定と田園環境基本計画による環境施策を展開してきた。さらに、環境保全への取組みを積極的に推進するため、役場自らが環境管理の国際規格である ISO14001 への適合を宣言し、環境保全活動に取り組んでいる。

このように金ケ崎町は、町民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承することを新たに決意し、ここに「田園環境保全の町」とすることを宣言する。

目 次

第1章 環境問題の動向	1
第2章 令和3年度における環境施策の展開	3
1 ISO14001の推進	3
2 リサイクル分別収集の推進	3
3 地球温暖化対策推進実行計画の推進	3
4 環境パトロールの実施	3
5 大規模畜産事業所の経営改善	4
6 環境教育の取組	4
7 各種環境調査の実施	4
8 金ケ崎町クリーン作戦の実施	4
第3章 資源循環型社会に向けた取組み	5
第1節 グリーンアクションマネジメントシステム	5
1 5つのグリーンアクション	5
2 各主体によるグリーンアクション取組例	5
3 グリーンアクションマネジメントシステムによる削減実績	6
第2節 一般廃棄物	7
1 ごみの処理量の推移	7
2 ごみ処理体系	7
3 一般廃棄物処理許可業者（収集・運搬）	8
4 一般廃棄物処理許可業者（中間処理）	8
5 一般廃棄物許可処理業者（製造・販売）	8
第3節 最終処分場	9
1 施設の概要	9
2 ダイオキシン類濃度調査	9
3 水質調査	9
第4節 し尿の処理	10
1 し尿及び汚泥収集量の推移	10
2 し尿の収集・運搬方法	10
3 し尿収集人口等	10
4 浄化槽清掃業許可業者	10
第5節 ごみ減量化と資源の有効利用	11
1 環境指標の達成状況	11
2 リサイクル分別	11
3 資源リサイクル収集状況	12
4 金ケ崎町快適環境地域づくり補助金	12
5 生ごみ堆肥化普及の促進	12
6 小型家電リサイクル	12
7 排出物の処理コストの状況	13

第4章 生活環境の保全	14
第1節 大気環境	14
1 ばい煙発生施設の設置状況	14
第2節 騒音	14
1 高速交通による騒音調査	15
2 一般交通による騒音調査	15
第3節 振動	16
第4節 悪臭	16
第5節 水質汚濁	17
1 河川水調査	18
2 事業所排水調査	21
3 最終処分場周辺地下水調査	21
4 ゴルフ場農薬調査	21
第6節 畜産公害	22
1 大型畜産事業所の概要	22
第7節 公害防止対策	23
1 環境保全協定	23
2 公害苦情の種類別状況	24
第5章 快適な環境の創出	25
第1節 景観	25
第2節 都市環境	25
1 都市公園の整備	25
第3節 自然環境	26
1 自然愛護活動	26
2 水質浄化	26
3 汚水処理施設の整備状況	26
第4節 文化財の保護と活用	27
第6章 地球環境問題への対応	28
第1節 地球温暖化	28
第2節 オゾン層の破壊	28
第7章 生物多様性	29
第8章 放射線影響対策	30

第1章 環境問題の動向

＜国の動向＞

米国がパリ協定に復帰したことで始まった2021年は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）に至るまで、国内外の気候変動政策が劇的な変化を遂げ、世界でカーボンニュートラルに向けて大きく前進した年でした。

COP26における、「グラスゴー気候合意」において、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられており、気候変動と同時進行で、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等にも取り組む必要があると言えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による危機とともに、私たち人間の活動による気候変動、資源の大量消費、生物多様性の損失等の危機によって、持続可能性が危ぶまれています。将来世代が希望を持つことができる社会を引き継ぐためには、「脱炭素」「循環経済」「分散・自然共生」という多角的な切り口によるアプローチから、一人一人の暮らしの基盤である地域で企業活動から一人一人のライフスタイルまで横断的な変革を実践しなくてはなりません。

＜県の動向＞

国は、令和3年（2021）年に改訂した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を実現すること、中期目標として2030年度に46%削減することを定めています。

このことから県は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画期間とする「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガスの排出削減目標、再生可能エネルギーの導入目標、森林吸収量の見込みを定め、取組を進めてきました。

持続可能な地域社会の形成に向け、環境中に排出されること等により海洋生態系に影響を与えることが懸念されているプラスチックごみや、生活や事業活動により発生する食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられている食品）の発生抑制など、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進する必要があります。

気候変動、資源循環、自然環境等の枠組みの中で、一体的向上に向けた横断的施策の取組を中心に進めていきます。

（出典：環境省「令和4年版環境白書」、岩手県「令和4年版環境報告書」等）

＜町の動向＞

当町においては、環境が限られた資源であることを深く認識し、町民、事業者、行政が相互に協力し合い、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を築き、人と自然が健全に共生できるまちづくり実現のため、田園環境基本条例の制定と田園環境基本計画による環境施策を展開しているところです。

廃棄物の問題については、廃棄物の発生は人間の活動において避けて通れないものであり、発生した廃棄物は、衛生的かつ環境保全に配慮して速やかに処理・処分していく必要があります。現在では4R（廃棄物の発生回避：リフューズ、発生・排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再

生利用：リサイクル）を通じて、天然資源の消費を抑制し環境への負担を低減する循環型社会の構築に重点を置いた取組みが展開されています。平成 5 年度からごみのリサイクル分別収集にいち早く取組み、現在は 11 分類 19 分別の取組みを行い、可燃ごみや不燃ごみの削減に取組み、リサイクル率の向上を目指しごみの減量化を図っております。

また、大切な水や川の水質を守る活動として、住民参加による町内一斉クリーン作戦を展開し不法投棄物の回収をするとともに、平成 27 年 3 月に「生物多様性かねがさき地域戦略」を策定し、当町の豊かな生物多様性を維持・再生し、その恵みを次の世代に引き継ぐ「人と自然が共生するかねがさき」の実現を目指して取り組んでいます。

地球温暖化対策については、全町的な取組が実施されるよう、平成 28 年 3 月に環境行動指針「ちようみんグリーンアクション」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

第2章 令和3年度における環境施策の展開

1 ISO14001の推進

平成11年2月23日ISO14001の認証を取得し、以来環境の保全に取り組んできました。その後、平成20年2月25日に、自らの責任においてISO14001環境マネジメントシステムの規格に適合、運用する旨のISO14001自己適合宣言をしました。

この取組を庁舎外にも広く広めるため、平成28年3月『ちょうみんグリーンアクション』を策定し、平成28年度から取り組んでいます。

なお、町内企業においては、令和4年3月までに次の各社がISO14001を取得しています。

町内事業所のISO14001認証取得状況

・トヨタ自動車東日本(株)岩手工場	97. 12. 26	・トヨタ紡織東北(株)	02. 8. 25
・アイシン東北(株)	01. 2. 16	・関東商事	03. 10. 24
・大陽日酸(株)東北支社岩手ガスセンター	01. 10. 26	・ビューテック(株)岩手営業所	03. 11. 14
・(株)ケー・アイ・ケー	01. 11. 12	・(株)デンソー岩手	13. 2. 20

2 リサイクル分別収集の推進

当町は他市町村に先駆け、リサイクル分別を徹底しており従来の分別に加え平成16年4月からガラス、陶磁器の収集を開始し、「11分類19分別」のリサイクル分別としています。

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」により、平成16年4月からは一部例外を除き、ごみの野焼きや小型焼却炉の使用等が禁止されました。このため、リサイクルを含めたごみの全体量は年々増加しています。

このような状況の中、ごみ排出量削減のためには、1人1日当りのごみの排出量を減らしていく必要があり、分別の精度を高めるとともに、商品購入時からごみの排出の少ない物を選択するなどの取組みが必要となります。

3 地球温暖化対策推進実行計画の推進

平成12年度に策定した地球温暖化対策推進実行計画に基づき、町公共施設での地球温暖化抑制のための活動をスタートさせました。

平成30年度には第4次地球温暖化対策実行計画を策定し、令和元～5年度において平成29年度対比で5%の二酸化炭素排出量の削減を図ることとし、令和3年度は、電気・化石燃料の使用量削減活動を通じ、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

4 環境パトロールの実施

ごみの不法投棄・廃棄物の焼却・大規模畜産経営の糞尿処理等に対処するため、平成10年度に設置した「環境監視指導員(環境Gメン)」2名が町内パトロールを実施しています。

また、平成15年度から環境保全推進員として各行政区1名(47名)を委嘱し、環境対策に努めています。

5 大規模畜産事業所の経営改善

畜産経営事業所での糞尿処理については、処理施設の整備（し尿→浄化槽・糞→攪拌型コンポスト）や保管施設への屋根かけなどの改善がほぼ行われています。

さらに、平成 16 年 11 月から施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜糞尿の処理が必要となっています。

事業所と町が締結している公害防止協定や地域住民との協議による改善に取り組むなど、処理施設の維持管理等、継続して処理状況について確認しています。

6 環境教育の取組

環境問題に関心や知識を持ち、わたしたちの生活や経済活動と環境とのかかわりについて考え、環境保全の重要性に対する認識を高める取組を行っています。

小学校においては、清掃活動を通じた環境教育の助長に努めています。また、町内小中学校全校において、これまで取り組んできた学校 ISO を平成 28 年度から「わたしたちのグリーンアクション」に名称変更し、継続した環境活動を実践していただいています。

7 各種環境調査の実施

(1)水生生物調査 —— 河川 1 箇所（町内小学校 1 校）

(2)水質調査 —— 河川 17 箇所、ゴルフ場 1 事業所、調整池 4 箇所、養鶏養豚場 5 箇所、工業団地内 9 事業所

(3)最終処分場地下水調査 — 地下水 2 箇所、河川水 1 箇所、周辺飲用地下水 2 箇所

8 金ヶ崎町クリーン作戦の実施

令和 3 年 4 月 19 日、地域住民や各種団体、各企業・事業所等からの応援を得て、町内一斉にクリーン作戦を展開しました。

その結果、参加人員は 1,033 名、ごみ収集量は 4,080kg となりました。町ではこのクリーン作戦を今後も継続して実施することとしております。

クリーン作戦における収集量

（単位：kg、%、人）

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	総収集量(前年度比)	参加者(前年度比)
29	2,330	1,070	580	3,980 (96.8)	1,020 (105.0)
30	1,450	1,390	560	3,400 (85.4)	954 (93.5)
元	1,310	1,380	1,080	3,770 (110.9)	1,032 (108.2)
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
3	1,270	1,270	1,540	4,080 (108.2)	1,033 (100.1)

第3章 資源循環型社会に向けた取組み

第1節 グリーンアクションマネジメントシステム

金ケ崎町は、環境が限られた資源であることを深く認識し、町、事業者、町民が相互に協力し合い、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を築き、人と自然が健全に共存できるまちづくりの実現のため、金ケ崎町田園環境基本条例を平成10年4月に制定しました。

さらに、環境保全への取組を積極的に推進するため、役場自らが環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境保全活動に取り組んできました。

環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、率先して地球環境問題の改善に取り組むことが必要であることを認識するところです。

これまで、地球環境問題の改善に有効である環境マネジメントシステムを活用していましたが、温室効果ガス排出量削減を目的とする明確な環境行動の提示と実践的な環境マネジメントシステムの構築を目的に、平成28年度からグリーンアクションマネジメントプログラムへ移行しました。

地球温暖化防止のため「町民一人ひとり」「事業者」「役場」などの各主体が、共通の認識と目的を持ち、効果的に環境にやさしい行動を実践していくための環境行動指針として、「ちょうみんグリーンアクション」を策定し、環境問題への取組みを積極的に推進しています。

1 5つのグリーンアクション

- (1) 家庭やオフィスの省エネルギーや省資源をすすめよう
- (2) 町民一人1日 70g(10%)のごみを減らそう
- (3) 清掃活動に参加しよう
- (4) 自然とふれあい、水を大切に使い動植物をいつくしもう
- (5) 資源を町内で循環させる地産地消をすすめよう

2 各主体によるグリーンアクション取組例

～町民編～

- (1) 待機電力の削減
- (2) 計画的な食料品の購入
- (3) 自治会等が呼びかける清掃活動へ参加
- (4) 自然観察会等への参加
- (5) 金ケ崎産の食物を選定

～事業者編～

- (1) 電化製品等の買い替え時は省エネタイプを選定
- (2) 3R運動の実践
- (3) 自社周辺の環境整備
- (4) みどりの育成
- (5) 金ケ崎産の食物を選定

～役場編～

- (1) 状況に応じた照明の消灯
- (2) リサイクル講座の開催
- (3) クリーンオフィス月間の設定
- (4) 公共施設の環境整備
- (5) 金ケ崎産の食物を選定

3 グリーンアクションマネジメントシステムによる削減実績

項目	平成9年度 実績	令和3年度 実績	増減率 (%)	効果額 (円)	備 考
電 気 (kwh)	1,499,623.0	1,649,626.0	10.0	3,300,066	1 kwh あたり、 22 円
ガ ス (m ³)	5,606.7	2,534.1	△54.8	△903,344	1 m ³ あたり、 294 円
灯 油 (ℓ)	56,171.0	21,534.0	△61.7	△3,221,241	1 ℓあたり、93 円
重 油 (ℓ)	395,501.0	58,426.0	△85.2	△31,347,975	1 ℓあたり、93 円
ガソリン (ℓ)	29,525.9	15,226.4	△48.4	△1,916,133	1 ℓあたり、ガ ソリン 134 円、
軽 油 (ℓ)	66,286.5	23,420.9	△64.7	△4,800,947	1 ℓあたり、軽 油 112 円

(注) 1 この実績システムは平成9年度実績を基準としています。

2 効果額は、備考欄に掲げる基準額により算出した概算額です。

第2節 一般廃棄物

当町の一般廃棄物の処理は、胆江地区2市町で設置している奥州金ケ崎行政事務組合（ごみ・し尿処理）において、共同処理しています。当該施設は平成6年度にごみ処理施設を供用開始し、施設の老朽化により令和3年に基幹改良工事が竣工しました。処理能力は240t／日（120t／日×2炉）であり、ごみ焼却によるエネルギーの利用や災害時の運転継続を目的とした発電設備が施されている施設です。

町内の収集業務は、平成7年度より民間委託しており、また、ごみの排出にあたっては、平成6年度より指定ごみ袋制（3種類：有料）を採用しています。令和3年度末現在、町内には「ごみステーション」241ヶ所、「リサイクルステーション」58ヶ所を設置して適正収集に努めています。

事業系一般廃棄物は、事業活動によって排出される「産業廃棄物以外のごみ」であり、これは事業者自身が責任を持って処理することとしています。処理は、奥州金ケ崎行政事務組合へ一般廃棄物収集運搬業者に事業者が直接依頼して運搬しています。

家庭系とともに、リサイクルへの取組みを推進する必要があります。

奥州金ケ崎行政事務組合で中間処理された後、灰等の最終処分（埋立）については奥州市前沢の胆江地区最終処分場に埋め立てています。

1 ごみ処理量の推移

（単位：t）

年度	可燃物		不燃物		小計		合計	前年度比 %
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	家庭系	事業系		
29	2,045	1,455	85	56	2,130	1,511	3,641	102.7
30	2,002	1,498	87	58	2,089	1,556	3,645	100.1
元	2,108	1,522	109	51	2,217	1,573	3,790	104.0
2	2,193	1,401	123	38	2,316	1,439	3,755	99.1
3	2,210	1,451	125	51	2,335	1,502	3,837	102.2

2 ごみ処理体系

・収集人口及び面積

面積	179.76 k m ²
世帯数	6,184 世帯
人口	15,268 人

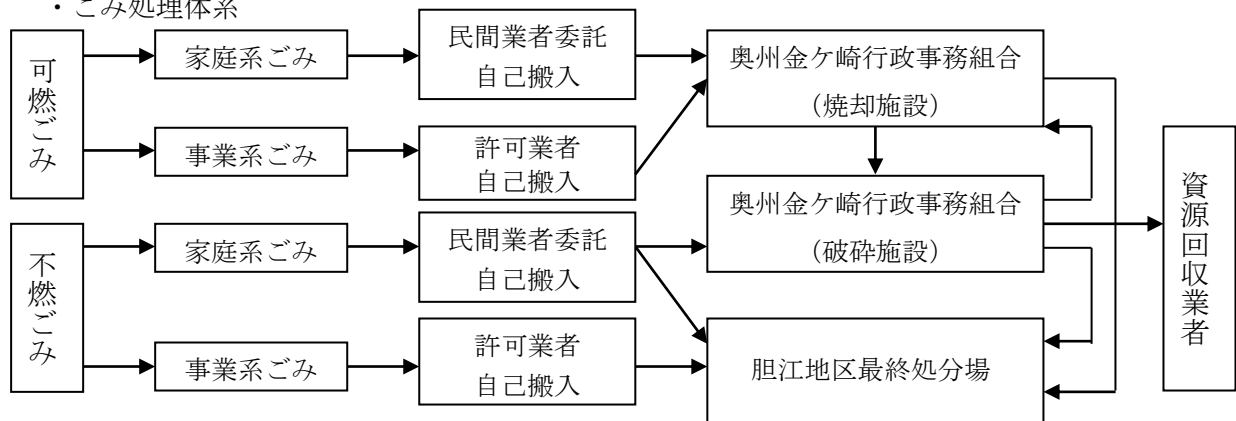
（令和4年3月31日現在 住民課調）

・ステーションの数

ごみステーション （うち生ごみ）	241 ヶ所 （134 ヶ所）
リサイクルステーション	58 ヶ所

（令和4年3月31日現在 生活環境課調）

・ごみ処理体系



3 一般廃棄物処理許可業者（収集・運搬）

業 者 名	所 在 地	許可期限
(株) オイラー	奥州市水沢東大通り三丁目7番15号	R6. 3. 31
(株) 昭和清掃興業	奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地2	R4. 9. 28
(株) 衛生管理センター	金ヶ崎町西根東地藏野10番地4	R4. 9. 30
(有) 共同産業	金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1	R4. 12. 19
(株) 岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畑86番地5	R5. 2. 19
(株) E J サービス	金ヶ崎町西根森山4番地18	R5. 2. 28
(有) ワンダー商会	奥州市水沢字堰合32番地	R5. 4. 30
(一財) 水沢環境公社	奥州市水沢水沢工業団地四丁目42番地	R5. 5. 15
(株) 北日本環境保全	北上市常盤台四丁目11番116号	R5. 6. 15
(株) 広岡組	奥州市胆沢南都田字下広岡323番地1	R5. 6. 21
EC 南部コーポレーション (株)	奥州市水沢佐倉河字慶徳71番地	R5. 1. 8
(有) エス. ケー. ケー. オカド	奥州市胆沢小山字道場61番地3	R5. 5. 31
(株) 環境保全	奥州市江刺愛宕字朴ノ木218番地1	R6. 1. 31
(有) リサイクル伊藤	奥州市水沢神明町二丁目1番42号	R5. 5. 31
(有) ケーエステック	奥州市水沢花園町二丁目2番17号	R4. 9. 19
柴田 由一（屋号：柴田ホーム）	金ヶ崎町永栄谷木前58番地	R4. 8. 31
奥州循環システム (株)	奥州市胆沢若柳字堀通27番地1	R6. 2. 17
(株) 東北芝幸	奥州市水沢福吉町5番26号	R4. 7. 31
岩手資源開発 (株)	大船渡市猪川町字大野5番地1	R5. 1. 17
(有) 志和商店	奥州市前沢字長檀3番の1	R5. 4. 10
(株) 齊藤興業	盛岡市黒川12地割18番地	R5. 5. 31

4 一般廃棄物処理許可業者（中間処理）

業 者 名	所 在 地	許可期限
(有) 共同産業	金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1	R5. 3. 31
(株) 環境保全サービス	奥州市水沢卸町4番地7	R6. 1. 25
奥州循環システム (株)	奥州市胆沢若柳字堀通27番地1	R6. 2. 17

5 一般廃棄物処理許可業者（製造・販売）

業 者 名	所 在 地	許可期限
(有) オーガニック金ヶ崎	金ヶ崎町西根駒沢3番地	R5. 11. 30

第3節 最終処分場

昭和 40 年 7 月、西根幸木町有林内に開設した町最終処分場（安定型）は、現在は休止しています。完全撤去が財政的に困難な状況にあり、地下水、表流水の検査を継続的に実施しています。

1 施設の概要

施設の名称	面積	埋 立 物	所 在 地
町 営 埋 立 処 分 場	10,000 m ²	不燃物(がれき類、コンクリート屑等)	西根幸木町有林内

2 ダイオキシン類濃度調査

処分場名	調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	基準値 (pg-TEQ/ℓ)
町 営 埋 立 処 分 場	令和 3 年 6 月	地下水 上流 0.061・地下水 下流 0.059	1.0
	令和 3 年 6 月	表流水 0.000090	10

〈計量方法：ガスクロマトグラフ質量分析法〉

3 水質調査（調査：令和 3 年度）

分析 項目	規格	地 下 水 上 流											
		4/23	5/27	6/28	7/30	8/20	9/9	10/19	11/19	12/21	1/24	2/25	3/15
※塩化物 イオン	mg/ℓ	38	40	30	30	35	29	25	20	25	23	20	26
※電気 伝導率	mS/m	38.5	39.0	35.0	38.5	37.0	36.5	33.5	10.1	35.2	33.0	41.0	43.5
分析 項目	規格	地 下 水 下 流											
		4/23	5/27	6/28	7/30	8/20	9/9	10/19	11/19	12/21	1/24	2/25	3/15
※塩化物 イオン	mg/ℓ	10	16	15	14	10	10	9.6	8.0	11	9.5	6.5	9.1
※電気 伝導率	mS/m	14.7	13.5	13.0	13.0	12.8	12.1	10.3	32.8	8.3	8.2	10.4	11.0
分析 項目	規格 (mg/ℓ)	表 流 水											
		4/23	5/27	6/28	7/30	8/20	9/9	10/19	11/19	12/21	1/24	2/25	3/15
pH	5.8～8.6	5.0	5.2	5.3	5.2	5.3	5.3	5.1	5.3	5.2	5.3	5.3	5.1
SS	60 以下	<1	3	14	3	3	<1	<1	<1	1	<1	2	2
COD	90 以下	0.7	0.7	2.0	0.8	0.8	0.6	0.9	0.5	1.2	1.5	0.8	1.2
BOD	60 以下	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
含窒素	120 以下	0.21	0.04	0.15	0.13	0.22	0.06	0.69	0.19	0.20	0.10	<0.05	<0.05

第4節 し尿の処理

し尿処理は、一般廃棄物処理同様、胆江地区2市町で設置している奥州金ヶ崎行政事務組合(ゴミ・し尿処理)において、共同処理しています。当該施設は平成9年度に施設設備を一新し、処理能力は276 kℓ/日となっています。

近年、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の普及により、生し尿の処理量は大きく減少し、汚泥が増加する傾向があります。

なお、平成22年4月から当町の手数料は「2000まで1,580円、100増すごとに79円(税込み)」と改定しています。

1 し尿及び汚泥収集量の推移

年度	生し尿(m ³)	汚 泥(m ³)	合 計(m ³)	前年度比(%)
29	2,052.73	3,001.72	5,054.45	101.3
30	1,808.26	3,516.27	5,324.53	105.3
元	1,603.47	3,692.31	5,295.78	99.5
2	1,828.95	2,960.22	4,789.17	90.0
3	1,990.38	3,069.00	5,059.38	105.6

2 し尿の収集・運搬方法

総人口	収集業者名	車両台数	収集人員
15,268人	(株)衛生管理センター	4台	2名/台

3 し尿収集人口等

区 分		29	30	元	2	3
総 人 口		15,687	15,569	15,550	15,479	15,268
処 理 人 口		15,687	15,569	15,550	15,479	15,268
内 訳	公共下水道人口	7,748	7,916	8,072	8,187	8,163
	農業集落排水人口	4,832	4,791	4,730	4,641	4,558
	合併浄化槽人口	1,206	1,194	1,186	1,179	1,159
	し尿収集人口	1,901	1,668	1,562	1,472	1,388
	自家処理人口	0	0	0	0	0
し尿収集量(kℓ)		2,053	1,808	1,603	1,829	1,990

4 浄化槽清掃業許可業者

業 者 名	所 在 地	許 可 期 限
(株)衛生管理センター	金ヶ崎町西根東地藏野 10-4	R4.9.30

第5節 ごみ減量化と資源の有効利用

当町は平成5年4月から、行政区ごとに資源ごみの収集を目的として「リサイクルステーション」を設置し、同時に「指定ごみ袋」制を採用しました。

また、「ビン類」（1分類6分別）」の収集を開始し、その後順次分類を加えて現在は11分類19分別となっています。

地域で開催する出前講座や地区説明会、町のホームページや広報紙を活用しての情報発信などを通じて、ごみの適正分別や減量化に努めています。

1 環境指標の達成状況

指標	目標	実績				
	R 9	H29	H30	R 元	2	3
町民一日一人当たりの ごみ排出量 (g)	738	734	730	753	742	762
リサイクル率 (%)	15.0	14.6	13.2	12.6	11.9	11.7

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル回収の総量（団体回収分＋町委託実施分）}}{\text{廃棄物の総量（一般廃棄物の総重量＋リサイクル回収の総量）}}$$

2 リサイクル分別（11分類19分別）

分類	分別	開始年度	収集方法
1 紙 類	1 新聞	H7 から	業者委託
	2 段ボール	H7 から	〃
	3 紙パック	H7 から	〃
	4 その他紙	H12 から	〃
2 金属類	5 アルミ缶	H6 から	〃
	6 スチール缶	H6 から	〃
3 ビン類	7 生ビン	H5 から	〃
	8 白・透明系	H5 から	〃
	9 茶色系	H5 から	〃
	10 その他の色・	H5 から	〃
4 プラ容器	11 ペットボトル	H9 から	〃
	12 その他プラスチック	H12 から	〃
5 ガラス	13 ガラス	H16 から	〃
6 陶磁器	14 陶磁器	H16 から	〃
7 鉄くず	15 鉄くず	H12 から	〃
8 電気コード	16 電気コード	H12 から	〃
9 蛍光管	17 蛍光管	H15 から	〃
10 乾電池	18 乾電池	H15 から	〃
11 生ごみ	19 生ごみ(指定地区)	H13 から	〃

※布類はH24 から H26 まで集団回収としていたが、H26 からイベント回収にしている。

3 資源リサイクル収集状況

(単位：kg)

区分 年度	新聞	段ボール	紙パック	その他 紙・雑誌	アルミ缶	スチール缶	生ビン	雑ビン	ペット ボトル
29	39,711	26,200	2,815	113,457	8,524	4,030	1,342	73,290	14,791
30	61,850	27,085	2,751	84,320	8,425	4,020	1,478	72,170	15,356
元	59,415	28,682	2,955	88,805	9,884	4,091	1,321	70,590	16,503
2	60,454	46,689	1,162	78,380	9,873	4,331	745	67,860	15,864
3	46,150	44,337	1,113	87,490	9,810	3,719	464	69,080	14,728

区分 年度	その他 プラ	ガラス	陶磁器	鉄屑	蛍光管	乾電池	生ごみ	小型 家電	計
29	25,493	0	7,370	5,280	720	1,180	70,050	502	401,605
30	26,210	0	7,810	6,960	90	390	65,500	932	385,347
元	28,032	831	9,763	6,180	630	1,870	63,440	826	393,818
2	27,632	1,420	10,140	9,749	550	2,190	59,786	1,014	397,839
3	29,574	760	8,200	7,850	570	2,340	59,050	1,158	386,393

※集団回収を除く

4 金ケ崎町快適環境地域づくり補助金

平成2年度に「金ケ崎町資源リサイクル運動推奨補助金交付要綱」を制定したのち、(現在は、金ケ崎町快適環境地域づくり補助金要綱)を制定し、リサイクル運動の推進とごみの減量化へ取り組んでおります。

5 生ごみ堆肥化普及の促進

平成3年度に「生ごみ堆肥化普及促進事業」を創設し、コンポスト容器の購入に対し助成措置を講じ、生ごみの減量化に向けてスタートを切りました。

その後、生ごみ処理機、有用微生物を活用しての生ごみ堆肥づくり用の処理バケツと助成の拡大を図ってきました。更に、平成10年度から家庭系生ごみを自家利用する住民組織「金ケ崎町生ごみ堆肥化活用普及研究会」が発足し、町内各地で講座を開設するなど、生ごみ堆肥化の取組みが継続的に行われるようになり、助成の目的を達成したと考えられるため平成14年度末をもって生ごみ堆肥化の容器購入助成は終了しています。

なお、平成13年度(6月)からは(有)オーガニック金ケ崎が設置運営する堆肥センターが稼働したことに伴い、生ごみを収集し良質な堆肥の原料とするため堆肥センターに搬入しております。

6 小型家電リサイクル

金ケ崎町では、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、平成28年4月より小型家電リサイクル事業を開始し、役場エントランスホールと各地区センターの合計7か所に、リサイクル回収ボックスを設置しています。

また、令和2年12月に国の認定事業者（リネットジャパンリサイクル(株)）と協定を締結し、宅配便を利用した自宅回収を実施しています。



7 排出物の処理コストの状況

区分毎の排出物の処理コストは、次のとおりです。

（直接経費のみ）

（1） 資源リサイクル

（イ） 収集委託料	14,652,000円
（ロ） 保管・処理委託料	4,130,551円
（ハ） 生ごみ収集委託料	7,370,000円
費用合計	26,152,551円
（ニ） 有価物売却代	452,669円
（ホ） 再商品化合理化拠出金	489,781円
差引費用合計	25,210,101円
（ホ） 収集量	386,393kg
○ 1t当たりの処理料	65,244円

（2） 可燃物・不燃物

（イ） 収集委託料	28,050,000円
（ロ） 広域負担金	56,690,100円
費用合計	84,740,100円
（ハ） 収集量(家庭系・事業系)	3,836,670kg
○ 1t当たりの処理料	22,087円

第4章 生活環境の保全

第1節 大気環境

大気汚染物質は、喘息などの健康被害を引き起こすことから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

大気汚染の指標である、ばい煙発生施設や自動車保有台数は、依然として増加傾向にあるため今後とも注意深く監視する必要があります。

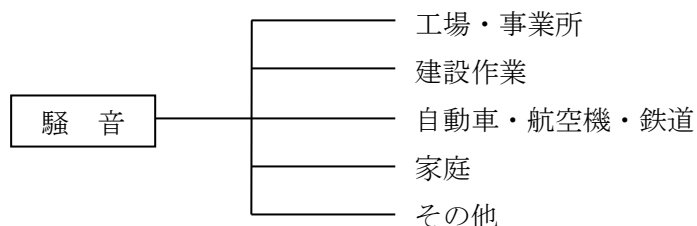
1 ばい煙発生施設の設置状況

当町の一定規模以上のばい煙発生施設は、大気汚染物質の発生源として、排出基準等が適用され、設置や変更にあたっては知事への事前届出が義務付けられています。

第2節 騒音

騒音とは、睡眠や聴取妨害に代表される生活環境を損なう「好ましくぬ音」、「無い方がよい音」をいいます。

騒音の特徴は、個々で感じ方が異なるというところにあります。騒音の特性は、発生してから短時間で消えてしまう一過性の性質があり、蓄積されることもありません。騒音の発生源は多種多様であり、工場等、建設作業、交通機関、楽器やペット等がその例になります。



〔騒音の大きさの例〕

120 d B(A)	・ 飛行機のエンジン
110	・ 自動車の警笛(前方 2m)
100	・ 電車が通る時のガード下
90	・ 騒々しい工場の中 ・ 大声での独唱
80	・ 地下鉄の車内 ・ ピアノ(正面 1m)
70	・ 騒々しい事務所の中 ・ 騒々しい街頭
60	・ 静かな乗用車 ・ 普通の会話
50	・ 静かな事務所 ・ クーラー(室外、始動時)
40	・ 図書館 ・ 静かな住宅地の昼 ・ 市内の深夜
30	・ ささやき声 ・ 郊外の深夜
20	・ 木の葉のふれあう音 ・ 置き時計の秒針の音(前方 1m)

騒音のうち、工場・事業所・建設作業及び自動車の騒音は、騒音規制法に基づいて各種の規制がなされるが、当町では、その基となる規制地域の指定が昭和 48 年 11 月に県により行われています。

規制地域では、特定工場及び特定建設作業から発生する騒音を規制するとともに、基準を超過するものについては、改善勧告、改善命令等の行政処置がなされます。

また、自動車騒音が、基準を超え生活環境を著しく損なっていると認められる地点については、県公安委員会に対して道路交通法の規制による処置をとるよう要請ができることとなっています。

なお、「騒音に係る環境基準」が平成 11 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、評価方法は等価騒音レベル(LAeq)を採用しました。

1 高速交通による騒音調査

東北自動車道における自動車騒音の実態を把握するために、今年度は 3 地点において騒音測定を実施しました。

なお、測定の結果、環境基準を超過した場合には、県高速交通公害対策連絡協議会において公害対策の検討、情報交換を行うとともに、早急な防音壁の設置等、適切な公害防止対策の実施を東日本高速道路株式会社に要望することとしています。

・令和 3 年度高速道路騒音測定結果

No.	調 査 地 点	キロポスト	測 定 結 果	
			昼間【6～22 時】	夜間【22～6 時】
1	西根鍵水地内	451.7	65 (70)	61 (65)
2	西根西地藏野地内	452.3	63 (65)	58 (60)
3	西根下荒巻地内	453.6	62 (70)	57 (65)

() 内は環境基準

2 一般交通による騒音調査

一般道路については、県道 1 箇所・町道 2 箇所の 3 箇所の騒音測定を実施しました。その結果全ての地点で環境基準を満たしています。

・令和 3 年度一般道路騒音測定結果

No.	調 査 地 点	路 線 名	測 定 結 果	
			昼間【6～22 時】	夜間【22～6 時】
1	西根前野 209-1 県予防医学協会県南センター前	町道南花沢前野線	67 (70)	64 (65)
2	西根大前 118 谷地下公民館前	県道胆沢金ヶ崎線	64 (70)	57 (65)
3	西根北荒巻 23-28 町営荒巻住宅前	町道南荒巻北荒巻線	60 (65)	53 (60)

() 内は環境基準

第3節 振 動

振動とは、工場等の活動、建設作業の実施、交通機関の運行などによって発生し、主に地盤から建物、人に伝わり、日常生活に影響を及ぼす揺れ(地盤振動)をいいます。伝わる距離は、振動源から10～20m程度が一般的です。

なお、人の耳に聞き取れないほど低い周波数の空気振動(低周波空気振動)が、工場等の施設、鉄道トンネル等から発生し、全国的に問題となってきていますが、環境庁の調査結果では人体への影響についての因果関係は明らかにされていません。

〔振動による影響〕

90 d B	人体に生理的影響が出始める	地震の中震
80	深い睡眠に影響が出始める	地震の弱震
70	浅い睡眠に影響が出始める	地震の軽震
60	振動を感じ始めるが、殆ど睡眠には影響はない	地震の微震
50	人体に感じないで地震計に記録される程度	地震の無感

当町における振動規制は、振動規制法に基づき昭和 54 年 4 月に県により規制地域が指定され、特定工場及び特定建設作業から発生する振動については、振動の規制基準が適用され、規制基準を超えた場合は、改善勧告、改善命令等の行政措置がなされます。

また、道路交通振動についても、振動の要請基準が適用され、基準を越えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、道路管理者に道路施設の改善を県公安委員会に道路交通法の規定による処置をとるよう要請ができます。

第4節 悪 臭

悪臭は、人の嗅覚に直接感知され、多くの人に不快な感じを与えますが、人により感じ方に差があるために、その苦情解決などは困難な場合が多いとされています。悪臭の苦情は例年、畜産経営及び製造業からのものが上位を占めています。

第5節 水質汚濁

水質汚濁とは、人間が行う様々な活動により、河川等の公共用水域にいろいろな物質が排出された結果、水が自然の状態が損なわれることをいいます。発生源は、家庭や事業所等であり、河川の自浄能力を越える汚濁物質の排出により水質を低下させています。

全国的な水質汚濁の要因としては、家庭等からの生活雑排水の増大があげられます。

・生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基 準 値					利用目的の 適 応 性
	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	50MPN /100ml以下	水道1級 自然環境保全
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以下	1,000MPN /100ml以下	水道2級 水産1級 水浴
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN /100ml以下	水道3級 水産2級
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	水産3級 工業用水1級
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	工業用水2級 農業用水
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—	工業用水3級 環境保全

類型はAA、A、B、C、D、Eの6類型となっている。

・河川のBOD指標

類型	A A		A	B	C	D	E
区 分 (mg/ℓ)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	8.0 以下	10.0 以下
指 標	〔本当に〕〔かなり〕 きれい ヤマメ・イワナ			すこし汚 れている	かなり汚 れている	非常に汚れている	
	サケ科魚類・アユ						
	コイ・フナ						
備考	BOD 値 5(mg/ℓ)を越えると一般的に、魚はすめない						

1 河川水調査

町内の主な河川の水質を監視するため、17 地点で水質調査を実施しています。町内の河川は「生活環境の保全に関する環境基準」にある水質類型のA指定に宿内川が指定されているほかは、指定されておられません。

・河川等の水質測定結果

河川名	調査地点名	採水日	分 析 項 目					
			水素イオン濃度 PH mg/ℓ	生物化学的酸素要求量 BOD mg/ℓ	浮遊物質 SS mg/ℓ	大腸菌群数 /100ml	全窒素 mg/ℓ	全リン mg/ℓ
北上川	渋川合流点上流付近	29.9.7	7.3	1.7	2	700	1.4	0.016
		30.8.27	7.1	1.3	2	33,000	0.99	0.029
		1.7.16	7.7	1.0	5	50,000	1.1	0.071
		2.8.24	7.2	1.9	1	1,100	0.99	0.021
		3.8.24	7.5	1.2	4	46,000	1.3	0.083
渋川	北上川合流点付近	29.9.7	7.2	2.5	3	1.8 未満	4.8	0.11
		30.8.27	6.6	2.7	5	13,000	3.8	0.10
		1.7.16	7.2	2.1	5	90,000	5.7	0.60
		2.8.24	7.2	1.8	1	3,300	0.90	0.019
		3.8.24	7.4	2.0	8	24,000	2.6	0.11
金森堰	六原前穴持	29.9.7	7.1	0.6	1 未満	4,900	1.5	0.006
		30.8.27	7.1	0.7	1	7,000	0.53	0.011
		1.7.16	7.5	0.8	5	4,000	0.44	0.016
		2.8.24	7.3	0.5	1	7,900	0.41	0.008
		3.8.24	7.3	0.5 未満	2	9,400	0.27	0.018
宿内川	長志田橋	29.9.7	6.4	1.3	7	1,700	1.1	0.003
		30.8.27	6.8	0.7	1	13,000	0.76	0.008
		1.7.16	6.9	0.5 未満	6	3,500	0.68	0.027
		2.8.24	7.0	0.5 未満	1 未満	13,000	0.86	0.008
		3.8.24	6.8	0.5 未満	14	9,400	1.0	0.032
	桜づつみ公園	29.9.7	7.3	0.6	3	2,200	0.75	0.014
		30.8.27	7.2	1.2	6	33,000	0.72	0.028
		1.7.16	7.5	0.5 未満	14	50,000	0.79	0.070
		2.8.24	6.9	1.9	3	54,000	0.58	0.063
		3.8.24	7.5	0.8	8	4,900	0.84	0.046

河川名	調査地点名	採水日	分 析 項 目					
			水素イオン濃度 P H mg/ℓ	生物化学的酸素要求量 B O D mg/ℓ	浮 遊 物質 量 S S mg/ℓ	大腸菌群数 /100ml	全窒素 mg/ℓ	全リン mg/ℓ
黒沢川	川目橋	29.9.7	7.2	1.6	3	700	0.49	0.027
		30.8.27	7.1	1.3	1	13,000	0.47	0.025
		1.7.16	7.3	0.5	2	4,000	0.57	0.042
		2.8.24	7.0	2.0	1	1,700	0.39	0.021
		3.8.24	7.3	0.5	3	14,000	0.59	0.050
	せせらぎ公園	29.9.7	7.5	1.6	2	3,300	0.62	0.028
		30.8.27	7.3	1.3	2	24,000	0.48	0.022
		1.7.16	7.6	0.5	3	9,000	0.75	0.042
		2.8.24	7.1	1.3	1	1,700	0.45	0.015
		3.8.24	7.5	0.5	3	14,000	0.79	0.053
	幸運橋	29.9.7	7.3	0.5未満	1未満	330	0.10	0.004
		30.8.27	7.3	0.9	1未満	1,700	0.13	0.008
		1.7.16	7.5	0.5未満	1	350	0.19	0.043
		2.8.24	7.2	0.8	1未満	3,300	0.07	0.005
		3.8.24	7.3	0.5未満	2	15,000	0.24	0.026
永沢川	永沢橋	29.9.7	7.5	1.2	1未満	490	0.10	0.013
		30.8.27	7.2	1.2	1未満	24,000	0.14	0.016
		1.7.16	7.5	0.5未満	1未満	400	0.35	0.039
		2.8.24	7.0	1.6	1未満	13,000	0.15	0.014
		3.8.24	7.4	0.7	2	2,300	0.42	0.041
	鳥の海橋	29.9.7	7.7	0.6	1未満	2,200	0.09	0.038
		30.8.27	7.4	1.0	1未満	7,900	0.11	0.022
		1.7.16	7.8	0.5未満	1未満	900	0.15	0.039
		2.8.24	7.1	1.3	1未満	11,000	0.10	0.014
		3.8.24	7.6	0.5未満	1	4,900	0.20	0.035
キツ川	キツ橋	29.9.7	7.2	1.4	1未満	220	1.3	0.003
		30.8.27	7.4	0.7	1未満	2,600	0.30	0.004
		1.7.16	7.3	0.5未満	1未満	350	0.80	0.018
		2.8.24	7.3	0.5未満	1未満	2,200	0.77	0.003
		3.8.24	7.4	0.5未満	1未満	4,900	0.56	0.025

河川名	調査地点名	採水日	分 析 項 目					
			水素イオン 濃 度 P H mg/ℓ	生物化学的 酸素要求量 B O D mg/ℓ	浮 遊 物質 量 S S mg/ℓ	大腸菌群数 /100mℓ	全窒素 mg/ℓ	全リン mg/ℓ
城堰川	団地北付近 医者屋敷辻岡住宅	29.9.7	7.6	4.0	4	7,900	0.48	0.023
		30.8.27	7.2	1.5	6	4,900	0.45	0.026
		1.7.16	7.3	0.8	26	14,000	0.76	0.087
		2.8.24	7.0	1.8	2	28,000	0.31	0.019
		3.8.24	7.7	0.6	10	24,000	0.82	0.061
生活排水	諏訪公園西側	29.9.7	6.6	1.2	1	4,900	0.26	0.014
		30.8.27	6.6	0.5	1	7,900	0.23	0.013
		1.7.16	7.4	0.7	10	50,000	0.62	0.091
		2.8.24	6.9	1.7	3	13,000	0.23	0.030
		3.8.24	7.2	1.3	13	24,000	0.76	0.10
用水路	用水路永沢大森	29.9.7	7.5	36.0	25	33,000	53.00	1.200
		30.8.27	7.1	1.7	2	110,000	4.00	0.630
		1.7.16	7.2	1.0	3	22,000	5.4	0.45
		2.8.24	6.9	2.7	3	14,000	3.8	0.54
		3.8.24	7.2	2.5	10	7,000	5.0	0.45
	サンライズ南側上流	29.9.7	5.5	1.4	1 未満	490	1.90	0.003
		30.8.27	5.7	0.5 未満	1 未満	790	1.60	0.008
		1.7.16	6.5	0.5 未満	1 未満	40	1.8	0.016
		2.8.24	6.9	0.9	1	7,900	0.61	0.007
		3.8.24	5.3	0.5 未満	1	940	2.0	0.014
	サンライズ南側中流	29.9.7	7.6	43.0	26	11,000	75.00	1.600
		30.8.27	7.2	2.4	2	79,000	4.30	1.000
		1.7.16	7.1	1.2	15	22,000	4.8	0.51
		2.8.24	6.9	3.8	7	35,000	3.5	0.85
		3.8.24	6.8	2.8	13	9,400	6.2	1.8
	大森橋	29.9.7	7.4	0.5 未満	1 未満	330	0.08	0.003
		30.8.27	7.3	0.9	1 未満	3,300	0.11	0.004
		1.7.16	7.5	0.5 未満	1 未満	1,400	0.08	0.020
		2.8.24	7.3	0.5 未満	1 未満	1,100	0.15	0.003
		3.8.24	7.4	0.5 未満	1	940	0.22	0.020

2 事業所排水調査

町内の公害防止協定を締結している事業所等を対象にして、事業所等からの最終放流口からの排水検査を実施しています。各々の協定排水基準に照合し、不適合となった事業所には、改善要請を行っています。

・事業所等排水水質測定結果

年度	測定項目	調査箇所数 (A)	適合数 (B)	適合率 (B/A)
29	水素イオン濃度 (PH)	18	18	100.0
	生物的化学酸素要求量 (BOD)	18	18	100.0
	浮遊物質 (SS)	18	18	100.0
30	水素イオン濃度 (PH)	18	16	88.9
	生物的化学酸素要求量 (BOD)	18	18	100.0
	浮遊物質 (SS)	17	17	100.0
元	水素イオン濃度 (PH)	18	16	88.9
	生物的化学酸素要求量 (BOD)	18	18	100.0
	浮遊物質 (SS)	17	17	100.0
2	水素イオン濃度 (PH)	18	15	83.3
	生物的化学酸素要求量 (BOD)	18	17	94.4
	浮遊物質 (SS)	17	15	88.2
3	水素イオン濃度 (PH)	18	18	100.0
	生物的化学酸素要求量 (BOD)	18	18	100.0
	浮遊物質 (SS)	17	15	88.2

3 最終処分場地下水調査

最終処分場周辺の飲用地下水の状況を監視するため、水道法第4条に定める水質基準40項目について調査しました。(調査日 R3. 9. 9)

調査地点	調査項目数 (A)	適合項目数 (B)	不適合項目数	適合率 (B/A)
西根樋曳沢地内	40	38	2	95.0%
西根高谷野原地内	40	38	2	95.0%

4 ゴルフ場農薬調査

ゴルフ場で使用されている農薬による水質汚濁の状況について調査しました。

(調査日 R3. 6. 22)

調査地点	調査項目数	調査数 (A)	適合数 (B)	適合率 (B/A)
A ゴルフ場	ペンシクロン アシュラム	2	2	100%

第6節 畜産公害

本町の畜産事業は、恵まれた土地資源を活用し特に西部地区・永岡地区を中心として養鶏、養豚、繁殖牛、肥育牛そして酪農が盛んに行われています。この中でも大型畜産事業所（養鶏1社・養豚4社）の5社が多頭化経営をしています。

これら経営体から排出される糞尿に起因する水質汚濁や悪臭などへの対応は、一般畜産経営農家も含め早急な改善が求められています。

現在の糞尿の処理方法は、ほとんどの事業所で改善が進み「不適正処理」は減少してきています。

一方、一般畜産農家においても糞の野積み等の処理では水質汚濁等の発生原因となることが懸念され、平成13年度の堆肥センター建設等、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を基本とした環境にやさしい処理が求められています。

1 大型畜産事業所の概要

事業所	畜種	飼育頭羽数	糞尿処理施設及び処理の状況
			課題
A社	養鶏 (採卵)	65.7万羽 (4年2月現在)	肥料工場での堆肥化と焼却処理。
			平成28年度に密閉型コンポスト導入及び発酵槽の改造等を実施。
B社	養豚	親豚 0頭 肥育 7,523頭 (4年2月現在)	糞は堆肥舎で発酵処理し堆肥化後、販売。 尿は浄化槽により浄化処理後、トレンチ方式により蒸発させて処理
			処理水地下浸透による地下水汚染が懸念。トレンチ方式からの転換が急務。
C社	養豚	親豚 0頭 肥育 4,427頭 (4年2月現在)	糞は発酵装置で堆肥化し、利用者へ提供。 尿は浄化槽により浄化処理後、永沢川へ放流。
			浄化処理した処理水の放流先の確保が急務。
D社	養豚	親豚 420頭 肥育 5,051頭 (4年2月現在)	糞はコンポストで発酵堆肥化し販売。 尿は浄化槽により浄化処理後、蒸発システムにより自然蒸発。
			処理水地下浸透による地下水汚染が懸念。
E社	養豚	親豚 1,593頭 肥育 0頭 (4年2月現在)	糞は堆肥舎で攪拌、発酵させ堆肥化し、農地還元。 尿は浄化槽により浄化処理後、農地還元。
			コンポストの整備。

第7節 公害防止対策

事業活動に伴う公害を防止するためには、各事業主体が法律、条例などによる各種の規制基準値を超えないように施設の整備を行うとともに、公害防止全般に責任を持つ統括者や具体的公害防止対策を分掌する技術者の選任など公害防止体制の整備に努める必要があります。

このため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定規模以上又は有害物質に係るばい煙、汚水の排出施設若しくは一定能力以上の騒音、振動、粉じんを発生する施設を設置している工場を「特定工場」として、公害防止に関する専門的な知識や技能を有する公害防止管理者等の選任とその届け出が義務づけられています。

1 環境保全協定

環境保全協定は、一般的には町が、その区域内に位置し又は立地しようとする企業に働きかけて両者の自由意思に基づく合意により、その区域内での公害の未然防止を主な目的として締結するもので、環境保全上有力な手段です。

町では、法令等や条例に基づく規制に加えて、包括的な公害対策の行政指導を行う立場から、新しく立地する企業はもちろん、既存の企業に対しても協定を締結するよう指導しています。

なお、既存の協定書の見直しも含め企業の種類、業態、地域の実態等に応じたより効果的な公害防止措置がなされるよう指導しています。

・環境保全協定の締結状況（令和4年3月末）

NO	項目 事業所名	環 境 保 全 協 定 の 内 容						締結年月日
		公害対策 一 般	大気汚染	水質汚濁	騒音防止	悪 臭	廃棄物	
1	北上ハイテクパーク(株)	○	○	○	○	○	○	S48.9.22
2	(有)大森養豚	○		○		○	○	S58.4.18
3	オノギファーム(株) 金ヶ崎工場	○	○	○	○	○	○	S55.7.23
4	(株)岩手環境保全 金ヶ崎営業所	○	○	○		○		S56.4.1
5	大陽日酸(株) 東北支社	○	○	○	○	○	○	S56.8.24
6	日本ファインセラミックス(株)	○	○	○	○	○	○	S58.7.21
7	(有)若槻養豚	○		○		○	○	S59.11.16
8	イチノセキ農牧(有)	○		○		○	○	S59.11.16
9	(株)東鉱商事	○	○	○	○	○	○	S60.8.1
10	(株)菅与サンライズ	○		○		○	○	S61.2.14
11	岩手ウダージュズ(株)	○	○	○	○	○	○	S61.2.18
12	鈴木牧場	○		○		○	○	S62.11.11
13	(株)サンツール	○	○	○	○	○	○	H1.7.10
14	(有)東北イワムラ	○		○		○	○	H1.7.10
15	(株)ITS ファーム 東北事業所	○	○	○		○	○	H2.3.5

16	アイシン東北(株)	○	○	○	○	○	○	H4. 8. 19
17	トヨタ自動車東日本(株)	○	○	○	○	○	○	H5. 8. 3
18	関東商事(株)	○	○	○	○	○	○	H5. 8. 3
19	(株)E J サービス	○	○	○	○	○	○	H5. 8. 3
20	ビューテック(株) 岩手営業所	○		○	○	○	○	H5. 8. 3
21	(有)共同産業	○	○	○	○	○	○	H7. 12. 27
22	東邦特殊パルプ(株)	○	○	○	○	○	○	H9. 4. 15
23	(株)菅与 栗駒牧場	○		○		○	○	H11. 6. 24
24	(株)サンケイ商会	○	○	○	○	○	○	H14. 11. 1
25	トヨタ紡績東北(株)	○						H15. 5. 1
26	豊田合成(株)	○						H15. 6. 3
27	(株)豊和繊維 岩手製作所	○						H15. 6. 3
28	栗駒興発(株)	○	○	○		○	○	H19. 6. 25
29	(株)デンソー岩手	○	○	○	○	○	○	H24. 10. 1
30	(有)児玉ファーム	○				○		H25. 7. 1
31	大友運送(株)	○	○	○	○	○	○	H26. 7. 24
32	(株)東日食糧	○	○	○	○	○	○	H26. 9. 1
33	(株)サンケミカル	○	○	○	○	○	○	H29. 3. 3
34	東北電力(株)	○	○				○	H29. 7. 1
35	フジトランス ポート(株)	○	○	○	○	○	○	R 元. 7. 3

2 公害苦情の種類別状況

区分 年度	典 型 7 公 害							典型 7 公害以外		計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音 規制	振動 規制	地盤 沈下	悪臭 防止	廃棄物	その他	
29	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
2	—	2	—	1	—	—	1	—	—	4
3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2

第5章 快適な環境の創出

第1節 景 観

豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史文化財など私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な環境（アメニティ）を生み出す景観を保全、創造するために「金ケ崎町景観形成基本方針」を平成8年に策定しました。

基本方針

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 自然的景観の保全及び活用 | (4) 市街地・集落景観 |
| (2) 歴史的景観の保全・利活用 | (5) 沿道景観等の整備 |
| (3) 施設景観 | |

水と緑に囲まれた自然と豊かな田園環境を守り、育て、そして将来の世代に引き継いでいくための「金ケ崎町田園環境基本計画」と整合性を図りながら景観形成を進めることとしています。

第2節 都市環境

1 都市公園の整備

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の周辺にあっては、都市のスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域を形成し、自然との触れ合いを通じて心身とも豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害、災害の発生の緩和、災害時の被害の緩和・避難・救援活動の場の提供、さらには大気浄化、浮遊ばいじんの捕捉、騒音の遮へい、遮熱など非常に多くの複合した機能を有しています。

・都市公園の現況

街 区 公 園				近 隣 公 園				住区基幹公園			
計 画		開 設		計 画		開 設		計 画		開 設	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
4	1.02 ha	5	1.22 ha	2	4.00 ha	2	4.00 ha	6	5.02 ha	7	5.22 ha

総 合 公 園				都市基幹公園				都市公園 計			
計 画		開 設		計 画		開 設		計 画		開 設	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
1	32.9 ha	1	14.5 ha	1	32.9 ha	1	14.5 ha	7	37.92 ha	8	19.72 ha



森山総合公園

第3節 自然環境

1 自然愛護活動

良好な河川環境の維持、保全を行うため、各地区の住民や各種団体等の協力を得て「河川敷地等のクリーン作戦」を展開し、河川美化活動を実施しています。

・クリーン作戦の実施状況

開催期日	協力団体名	清掃河川名
R3. 4. 19	各行政区・工業団地内企業・建設業協会	町内全域（主に河川）

2 水質浄化

近年、河川環境の中でも水質保全が大きな課題となっています。

当町には、北上川・胆沢川・黒沢川・永沢川・宿内川そして渋川など大小の河川があります。しかしながら、人間が行う様々な活動により、河川など公共用水域の水にいろいろな物質が排出された結果、水質汚濁や水質汚染などにより、水質の低下を招いています。

このような状況を当町では重く捉え、河川に生活排水を流入させないことが重要なことから、昭和 61 年度に遠谷市・二ツ森地区に「農業集落排水事業」を導入したのを初めとして、昭和 62 年度には都市計画区域内に「公共下水道事業」を導入、また、平成 2 年度からは「合併処理浄化槽設置整備事業」を積極的に導入し、水質汚染等の防止に努めています。

3 污水处理施設の整備状況

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	比較増減
行政区域内人口 A (人)	15,268	15,479	△ 211
排水区域人口 B (人)	15,268	15,479	△ 211
公共下水道区域人口	8,644	8,691	△ 47
農業集落排水区域人口	4,762	4,848	△ 86
浄化槽排水区域人口	1,862	1,940	△ 78
計画処理人口 C (人)	18,450	18,450	0
公共下水道区域人口	8,170	8,170	0
農業集落排水区域人口	8,080	8,080	0
浄化槽排水区域人口	2,200	2,200	0
水洗化人口 D (人)	13,420	13,536	△ 116
公共下水道区域人口	8,163	8,187	△ 24
農業集落排水区域人口	4,558	4,641	△ 83
浄化槽排水区域人口	699	708	△ 9
普及率 B/C×100 (%)	82.8	83.9	△ 1.1
普及率 D/B×100 (%)	87.9	87.4	0.5
年間総処理量 (m³)	1,378,363	1,400,001	△ 21,638
公共下水道処理水量	887,287	893,492	△ 6,205
農業集落排水処理水量	440,748	455,533	△ 14,785
浄化槽処理水量	50,328	50,976	△ 648

【出典】 令和 3 年度金ヶ崎町下水道事業報告書

第4節 文化財の保護と活用

「金ヶ崎町田園環境基本条例」第16条の良好な景観の形成などに、地球の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるように努めるものと規定されています。

この趣旨に基づき、町では歴史性があり文化的価値の高い「城内・諏訪小路地区」にかかる金ヶ崎町伝統的建造物群保存地区保存条例を平成11年10月に制定し、さらに平成12年11月6日付で「重要伝統的建造物群保存地区」の選定申請を行い、平成13年6月15日付で国の選定を受けています。

このほか、鳥海柵跡遺跡が平成27年3月11日に国指定史跡に、旧陸軍省軍馬補充部六原支部官舎第一棟、第二棟、第三棟が平成29年5月2日国登録有形文化財（建造物）に登録されるなど、町内の文化遺産の保全に取り組んでいます。

また、旧金ヶ崎幼稚園を活用して整備した金ヶ崎要害歴史館を平成26年に開館し、金ヶ崎町の歴史資料や民俗資料を展示し、広く町の歴史や文化を紹介しています。



金ヶ崎要害歴史館

第6章 地球環境問題への対応

地球環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動と密接な関係があり、その影響には国境を越え地球規模に及ぶ空間的な広がり、影響が将来の世代に及ぶ時間的な広がりを持つものがあり、国際的に早急な取組みが求められています。

地球環境問題は、①工業化の進展や自動車の普及に伴う大気汚染、酸性雨 ②工業排水や生活排水などによる水質汚染・土壌汚染 ③フロンガスの排出によるオゾン層破壊 ④二酸化炭素等の温室効果ガスの放出などによる地球温暖化・海面上昇・凍土融解 ⑤開発に伴う、生物多様性の減退・生態系の破壊 ⑥自然への影響を考えない土地の開発、植林を考慮しない大規模な森林の伐採の6つがあげられます。

第1節 地球温暖化

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを越えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少 ②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加 ③生態系への影響や砂漠化の進行 ④農業生産や水資源への影響 ⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

当町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、令和元年度に「第4次金ケ崎町地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、二酸化炭素の排出量削減について役場全体で取り組んでいます。

また、町民一人ひとり、事業者、役場などの各主体が、共通の認識を持ち、効果的に環境にやさしい行動を実践していくため、平成28年3月環境行動指針「ちょうみんグリーンアクション」を策定し、令和7年度までに町民一人あたりの温室効果ガス排出量を30%減らすことを目標としています。

第2節 オゾン層の破壊

オゾンは、酸素原子3個からなる酸素の同素体で、地球上では大半が成層圏に集まっており、オゾン層として知られています。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っていますが、近年、オゾン層がフロン、臭化メチルなどの化学物質によって破壊されていることが明らかになってきました。フロンは、冷蔵庫やカーエアコンなど私たちが日常使用している製品の冷媒として使用されていて、これら使用機器等の廃棄に伴って、多くのフロンが大気中に放出されています。また、臭化メチルは、土壌消毒や植物検疫の分野で使用されています。

第7章 生物多様性

地球には、さまざまな種類の生き物が生存しています。草や木、虫や動物、人間などすべての生き物が、お互いに関わりを持って生きています。その多種多様な生き物たちが生存できる環境をつくるのが、安全に暮らす環境につながることから、金ケ崎町では「生物多様性」が人間が生存するのに欠かせない基盤であることを強く認識し、第9次町総合発展計画の重点プロジェクトの一つとして「自然保護プロジェクト」に取組み、平成27年3月には「生物多様性かねがさき地域戦略」を策定しました。

平成28年4月から、生物多様性かねがさき地域戦略推進協議会を設立し、生物多様性に関する事業を推進しています。

また、令和3年度から第十一次金ケ崎町総合計画の自然環境施策の中で住民、事業者等、行政でそれぞれの役割を位置づけ、生物多様性の重要性認知や多角的な事業活動、調和のとれた自然環境の保全を実施しています。

令和3年度の業務実施状況

- (1) 生物多様性かねがさき地域戦略推進協議会の開催
- (2) 希少生物生息区域保全管理事業

マツムシソウ自生地保全のため、千貫石マツムシソウ保全会、町およびボランティアによる草刈り作業を実施したほか、自生地内の法面の草刈り作業を委託により実施。

その他、生物多様性への理解と保全意識を広く浸透させるために、水生生物調査等の自然体験教室を実施。マツムシソウ観察会や町民大学として生物多様性講座等は新型コロナウイルスの影響により中止となった。

第8章 放射線影響対策

平成23年3月11日発生 of 東京電力福島原子力発電所事故で放出された放射性物質による汚染拡大の深刻な状況に対して、金ケ崎町の放射線影響に対する対応は、①住環境 ②教育関係 ③農畜産物関係 ④保健衛生関係を重点項目として対応しています。

金ケ崎町では、町民へお知らせすることにより安心・安全を確認していただくため、継続して定期的な定点観測を実施しております。雨どいの排水口や軒下など雨水が集まる場所で比較的測定値が高くなる傾向がありましたが、全体的に数値は減少傾向にあります。例えば、「金ケ崎町役場駐車場」測定値は、平成23年8月に毎時0.13マイクロシーベルトあったものが、平成24年8月には毎時0.08マイクロシーベルトと減少し、さらに令和元年11月以降は毎時0.04マイクロシーベルトとなっております。令和3年度には町内の公共施設8か所、学校・幼稚園・学童保育所・保育園といった教育・保育施設18か所の放射線量の測定を行っており、この状況は、町のホームページにて公表しました。

また、町内6箇所から採取した薪ストーブ等の使用により発生した灰について、放射能濃度調査を実施しております。全ての調査箇所において、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物となる基準（8,000/kg）を下回りました。

放射線量測定結果

令和3年7月（単位：マイクロシーベルト毎時）

測定箇所	測定結果	測定箇所	測定結果
中央生涯教育センター	0.07	六原幼稚園	0.06
街地区生涯教育センター	0.06	三ヶ尻幼稚園	0.06
南方地区生涯教育センター	0.05	南方幼稚園	0.05
三ヶ尻地区生涯教育センター	0.04	永岡幼稚園	0.06
西部地区生涯教育センター	0.07	金ケ崎学童保育所	0.04
北部地区生涯教育センター	0.06	永岡学童保育所	0.06
永岡地区生涯教育センター	0.05	北部学童保育所	0.04
金ケ崎町役場	0.04	三ヶ尻学童保育所	0.04
金ケ崎小学校	0.04	子育て支援センター（旧西学 童保育所）	0.05
第一小学校	0.05	金ケ崎保育園	0.06
永岡小学校	0.05	たんぼぼ保育園	0.06
三ヶ尻小学校	0.06	たいよう保育園	0.06
西小学校	0.06		
金ケ崎中学校	0.05		

下記の表は放射性物質の線量減衰の考え方の一つとして、放射性セシウム 134 と 137 では半減期が各々異なることを参考として提示したものです。

経過年	放射性セシウム 134 (半減期約 2 年)	放射性セシウム 137 (半減期約 30 年)
1 年	28.5 %減	2.3 %減
2 年	48.9 %減	4.5 %減
4 年	73.9 %減	8.8 %減
10 年	96.5 %減	20.5 %減

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

国（文部科学省）は放射性物質の影響の変化を確認するため、航空機モニタリングを行い、その公表の中では空間線量が減少している傾向が確認されています。物理的減衰に加え、降雨等の自然環境の影響により、数値は減少しているとみています。

金ヶ崎町では、一時保管していた原発事故由来の農林業系汚染廃棄物である牧草 1,561.36 トン、しいたけほだ木 48.14 トンについて、平成 28 年度をもって焼却処理が完了しました。